一丁目から東道野辺七丁目まで、西道野辺、馬込沢、中沢新町、中沢（字中ノ峠を除く。）、東中沢一丁目から東中沢四丁目まで、北中沢二丁目、北中沢三丁目、富岡三丁目、くぬぎ山一丁目からくぬぎ山四丁目まで、道野辺中央一丁目及び道野辺中央三丁目から道野辺中央五丁目までに限る。）、君津市、富津市、浦安市、四街道市（下志津新田、四街道三丁目、さつきヶ丘、大日（字中志津、字富士見ヶ丘、字桜ヶ丘及び字大作岡に限る。）及び鹿放ヶ丘に限る。）、袖ケ浦市、南房総市（富浦町居倉、富浦町大津、富浦町多田良、富浦町手取、富浦町豊岡、富浦町南無谷、富浦町丹生、富浦町原岡、富浦町深名、富浦町福澤、富浦町宮本、富浦町青木、荒川、市部、犬掛、井野、川上、久枝、検儀谷、合戸、小浦、高崎、高崎竹内、竹内、二部、平塚、平久里下、平久里中、宮谷、山田、吉沢、明石、池之内、海老敷、大学口、上滝田、上堀、川田、下滝田、下堀、千代、府中、増間、三坂、御庄、本織、山下、山名、谷向及び中に限る。）、夷隅郡大多喜町（粟又、小沢又、面白、大田代、筒森、小田代、葛藤及び会所に限る。）及び安房郡の区域

ハ　東京都（町田市（相原町（殿丸及び和田内を除く。）、小川三丁目から小川六丁目まで、小山町、金森一丁目から金森七丁目まで、木曽東一丁目から木曽東四丁目まで、木曽西一丁目から木曽西五丁目まで、木曽町（二号及び五号を除く。）、下小山田町八幡平、忠生三丁目、忠生四丁目、鶴間一丁目から鶴間八丁目まで、常盤町、中町一丁目、中町二丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸町、原町田一丁目から原町田六丁目まで、南つくし野一丁目、南町田一丁目から南町田五丁目まで、森野一丁目から森野六丁目まで、矢部町、小山ヶ丘一丁目から小山ヶ丘六丁目まで及び金森東一丁目から金森東四丁目までに限る。）、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。）の区域

別表第二第一号二中「長井」を「長井一丁目から長井六丁目まで」に、「林」を「林一丁目から林五丁目まで」に、「武」を「武一丁目から武五丁目まで、太田和一丁目から太田和五丁目まで、荻野、長坂一丁目から長坂五丁目まで、佐島一丁目から佐島三丁目まで、芦名一丁目から芦名三丁目まで、秋谷、秋谷一丁目から秋谷四丁目まで」に改め、「光の丘」を削り、「湘南国際村、太田和、荻野、長坂、佐島、芦名及び秋谷」を「湘南国際村一丁目から湘南国際村三丁目まで、光の丘、佐島の丘一丁目及び佐島の丘二丁目」に、「大字上宮田」を「上宮田」に、「字鹿穴（甲）、字鹿穴（乙）を「字鹿穴甲、字鹿穴乙」に、「大字菊名」を「菊名」に、「大字金田（字大々久保」を「金田（字太々久保」に、「字松塚」を「字松塚」に、「大字松輪（字剣崎」を「松輪（字剣崎」に改め、同表第二号を次のように改める。

二イ　岐阜県（高山市（久々野町、朝日町及び高根町を除く。）、中津川市（山口及び馬籠に限る。）、飛騨市、郡上市（白鳥町石徹白及び高鷲町ひるがのに限る。）及び大野郡を除く。）の区域

ロ　愛知県（豊橋市（東細谷町（字十ヶ谷、字根木谷、字東畑及び字旭島に限る。）、細谷町（字天神前、字滝ノ谷、字大定前、字新坂、字臍ノ谷、字馬道口、字土沢、字近見山、字滝ノ上、字東坂ノ上及び字広谷に限る。）、小島町（字谷ノ上、字小舟、字大舟、字若宮、字南島、字西中沢、字南出口、字東浜、字芋ヶ谷、字高橋、字小判田、字神田、字沢ノ神、字砂田、字抱ノ木、字宮ノ谷、字前田、字寂円、字本田、字前ノ谷及び字西十三本に限る。）、小松原町（字柄沢谷、字浜、字東ノ谷、字中ノ谷、字西川、字東原及び字中峠に限る。）、寺沢町（字向坂ヶ谷、字西ノ谷及び字内原に限る。）、東七根町（字松前、字山頭及び字暗リ谷に限る。）、西七根町（字南浜辺、字東浜辺、字北浜辺、字谷合及び字松前谷に限る。）、高塚町（字郷中、字寒サ、字西方、字荒谷及び字名操に限る。）、伊古部町（字本郷、字北椎ノ木谷、字南椎ノ木谷、字小鮒ヶ谷、字大欠、字大塚、字下り及び字批把ヶ谷に限る。）、東赤沢町（字西方部、字東横根、字茶ノ木、字浜屋敷、字観音堂及び字西横根に限る。）、西赤沢町（字東浦、字大堀及び字堀尻に限る。）及び城下町（字南方部、字北方部、字築地ノ内、字恵下及び字味噌川に限る。）に限る。）、新城市（池場（字井戸入、字上貝津、字池嶋、字寺沢、字合垂石、字下日向、字下日陰及び字渡津呂に限る。）に限る。）、田原市（六連町（道盤、中郷中、西海岸、西郷中、西浜田、西谷ノ上、浜田境、浜辺、東海岸、東郷中、東浜田、南浜辺及び谷ノ上に限る。）、大草町（雨堤、高砂、西辺り、西ノ谷及び辺りに限る。）、南神戸町（荒子、遠新田、中浜辺、長坂、東浜辺、東屋敷、方辺、本郷東及び南浜辺に限る。）、東神戸町（井戸島、三軒屋、中島及び南松に限る。）、芦町（入、郷津、西浦、平岩、前畑及び芦西に限る。）、野田町比留輪、高松町（東原、井戸屋、羽根、中瀬古、尾村崎、宮方辺、西脇、西山、大荒古、東島、名幸、一色、蟬ヶ沢及び弥八島に限る。）、赤羽根町、池尻町、越戸町、若見町、亀山町石堂山、伊良湖町（耕田、拾歩、古婦下、深田、深田下、赤土、松葉田、長池、渡川、新田、飛越、白川、萩山、乗越、宮下、古山、吹埋及び新瓦場を除く。）、日出町（大越、恋田及び耕田を除く。）、堀切町（唐沢、下太郎兵衛、寺左夕、今田、段留、今田原、大左夕、左夕田及び山ノ鼻を除く。）、小塩津町（下武者詰、神子田、大沢、油田、上馬越、北原、下馬越、北田新田、南田新田、下ダレ及び南原を除く。）、和地町及び西山町石堂山に限る。）、北設楽郡設楽町（神田、平山及び津具に限る。）、同郡東栄町及び同郡豊根村を除く。）の区域

ハ　三重県（津市美杉町太郎生、名張市、尾鷲市、熊野市、志摩市（阿児町（志島、甲賀（字座場、字鴨多良、字鶴ケ岡及び字大鹿谷を除く。）、国府（字南草を除く。）及び安乗に限る。）、大王町（波切（字寺田、字丸田、字大井、字田神、字老、字砦、字葉直、字経塚、字宝門、字天白、字今崎、字西ノ岡、字谷奥、字西村、字中村、字小路町、字須場、字石干谷、字小山、字城山及び字天満に限る。）、畔名及び名田に限る。）及び磯部町を除く。）、伊賀市、度会郡（大紀町錦及び南伊勢町に限る。）、北牟婁郡及び南牟婁郡を除く。）の区域

別表第二第三号イ中「大原（小出石町、百井町、大見町及び尾越町に限る。）及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切」を「久多下の町、久多川合町、久多中の町、久多上の町、久多宮の町、大原小出石町、大原百井町、大原大見町及び大原尾越町に限る。）、右京区京北上弓削町八丁山及び伏見区（醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切」に改め、「京田辺市」の下に「、南丹市（日吉町（胡麻、上胡麻及び畑郷に限る。）及び美山町を除く。）、木津川市」を加え、「、相楽郡、北桑田郡京北町（大字上弓削字八丁山を除く。）、船井郡園部町、同郡八木町及び同郡日吉町（字胡麻、字上胡麻及び字畑郷を除く。）」を「及び相楽郡」に改め、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ　兵庫県（豊岡市、丹波篠山市（藤坂字峠、栗柄（字杉ケ谷、字定年、字ユリノ下、字鳥巣谷、字定利ノ坪、字ユリノ下坪、字深田ノ坪、字繁近坪、字角田ノ坪、字御嶽大林及び字籠畠坪に限る。）、川阪、本郷、遠方及び桑原に限る。）、養父市、丹波市（氷上町大崎、氷上町北野、氷上町石生（字足洗、字尾張、字水長、字堺、字澤、字寺谷前、字松前、字佃、字保根通、字梨尾田、字北石丸、字箱根田、字志金田、字芝木輪、字大谷口、字坂本、字猪ノ尾、字唐洲、字竹原、字下久手、字上久手、字梅ノ木薮、字志原、字安井嘉、字豊畑、字池ノ川、字赤畑、字瀧山、字杉ノ本、字中道、字立石、字向山、字宿畑、字前田及び字瓜渓に限る。）、春日町及び市島町に限る。）、朝来市（生野町口銀谷（字七丁目、字西山、字古城山及び字城山の下を除く。）、生野町新町、生野町奥銀谷、生野町小野、生野町竹原野、生野町上生野、生野町黒川、生野町猪野々、生野町白口、生野町円山（字口垣内、字下垣内、字フドノ、字中嶋、字奥垣内及び字屋敷に限る。）、生野町真弓、生野町川尻及び生野町栃原を除く。）及び美方郡を除く。）の区域

ニ　奈良県（奈良市（月ヶ瀬（石打及び尾山に限る。）、都祁南之庄町（旧字堂ヶ平、旧字嵩山、旧字嵩原、旧字奥の谷及び旧字ホタガ山に限る。）、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町（旧字池の谷、旧字ガンダニ、旧字カリ谷、旧字混谷、旧字シブタニ、旧字坊谷、旧字タカツカ、旧字畑谷、旧字ヤマノイモ、旧字トヒコエ、旧字カモリ下、旧字カモリ、旧字カモリ谷、旧字スリコバチ、旧字中道、旧字野々神、旧字赤坂、旧字カジシ、旧字クロサカ、旧字ゲラサカ、旧字多田池の上、旧字サウトキ、旧字長尾、旧字上田、旧字墓ヶ谷、旧字ギタクヨ、旧字上ハキ、旧字貝那木及び旧字子コ石に限る。）及び小倉町旧字イズミ谷に限る。）、五條市大塔町、宇陀市（大宇陀（牧、栗野及び田原に限る。）、榛原（柳及び角柄に限る。）及び室生下笠間字ダイバンドを除く。）、山辺郡山添村（大字岩屋及び大字毛原に限る。）、宇陀郡、吉野郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村及び同郡上北山村を除く。）の区域